

松阪市福祉会館条例の一部改正

改正後						改正前					
<p>(使用料) 第7条 (略)</p> <p>(使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>(損害賠償の義務) 第9条 (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等) 第10条 (略)</p> <p>(委任) 第11条 (略)</p> <p>別表（第3条、第7条関係）</p>						<p>(使用料) 第7条 (略) 2 市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(損害賠償の義務) 第8条 (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等) 第9条 (略)</p> <p>(委任) 第10条 (略)</p> <p>別表（第3条、第7条関係）</p>					
使用区分	使用時間	使用料（単位：円）			摘要	使用区分	使用時間	使用料（単位：円）			摘要
		大会議室	調理室	その他の会議室				大会議室	調理室	その他の会議室	
午前	午前9時から 正午まで	3,440	2,110	1,410	午前	午前9時から 正午まで	2,930	1,500	770	① 冷暖房を使用する場合は、当該使用区	

改正後						改正前					
午後	午後1時から 午後5時まで	4,410	2,570	1,650		午後	午後1時から 午後5時まで	3,920	2,000	1,020	<p>分に係る使用料の10分の5に相当する額を徴収する。この場合において、10円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>② 調理室を使用する場合は、電気、ガス及び水道料の実費相当額として1人につき30円を徴収する。</p>
昼間	午前9時から 午後5時まで	8,010	4,450	2,600		昼間	午前9時から 午後5時まで	6,640	3,330	1,670	
夜間	午後6時から 午後9時まで	4,410	2,250	1,410		夜間	午後6時から 午後9時まで	3,920	2,000	1,020	
午後 夜間	午後1時から 午後9時まで	8,580	4,450	2,600		午後 夜間	午後1時から 午後9時まで	7,630	3,820	1,920	
昼夜	午前9時から 午後9時まで	11,880	6,320	3,540		昼夜	午前9時から 午後9時まで	10,570	5,330	2,690	